

議案第 6 8 号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 5 月 3 0 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年杉並区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 4 の項の次に次のように加える。

1 4 の 2 区長	障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に規定する共同生活援助を行う住居その他区長が別に定める住居をいう。以下同じ。）の家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
---------------	---

別表第 2 の 5 の項を次のように改める。

5 区長	身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 1 の項を次のように改める。

1 1 区長	知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の23の項中「(平成17年法律第123号)」を削り、同表の25の項を次のように改める。

2 5 区長	杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の26の項中

2 6 区長	杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

--	--	--

26 区長	杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の31の項中

「		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
---	--	---

を

「		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の38の項の次に次のように加える。

38の2 区長	障害者グループホームの家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		都難病患者等医療費等助成関係情報

		報であって規則で定めるもの
		都重度心身障害者手当支給関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の43の項中

43 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの

を

43 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による療育の給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの

に改める。

別表第3の2の項の次に次のように加える。

2の2 教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	区長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		区長	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		区長	外国人生活保護関係情報で

		あつて規則で定めるもの
--	--	-------------

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(提案理由)

個人番号を利用することができる事務等を定める必要がある。